

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の進行管理

#### (1) 計画の進捗状況の把握

本計画に定めた施策の取組状況、目標値の進捗状況について、毎年度実績を把握していきます。

#### (2) 中間評価

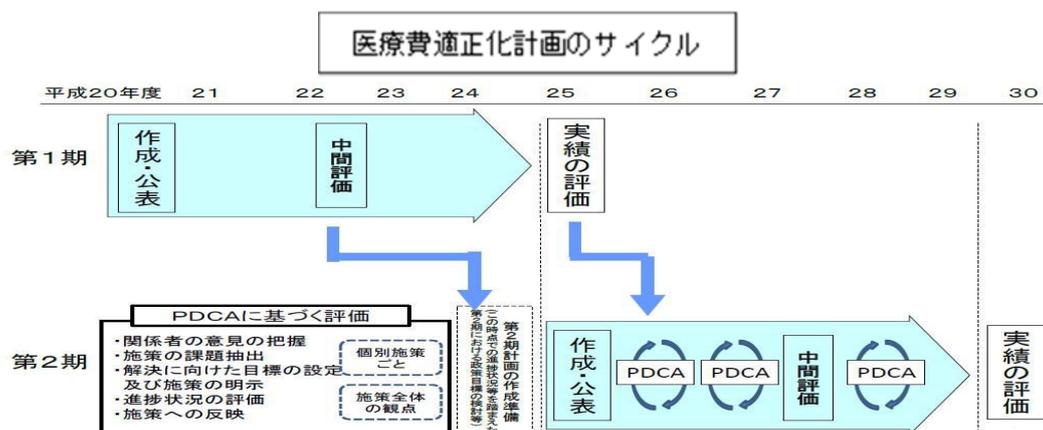
- 計画の中間年度（平成27年度）に、計画の進捗状況を評価し、その結果を公表します。
- この評価に当たっては、計画に定めた施策の取組状況、目標値の達成状況などについて必要な分析を行います
- 中間評価を踏まえ、必要に応じ、達成すべき目標値の設定、目標を達成するために取り組むべき施策内容について見直しを行い、計画の変更を行うものとします。
- 中間年度の翌々年度（平成29年度）は、次期適正化計画作成作業を行うこととなるため、その計画の検討に当該評価結果を活用するものとします。

#### (3) 実績評価

本計画の計画期間が終了した翌年度（平成30年度）に、計画に掲げる数値目標の達成状況を中心に実績評価を行います。

評価の結果は、厚生労働大臣に報告するとともに、これを公表します。

本計画の実効性を高めるため、計画策定、実施、点検・評価及び見直し・改善の一連の循環（PDCAサイクル）により計画の進行管理及び評価を実施します。



## 2 関係者の役割

医療費適正化計画を推進するためには、地域住民が安心できる保健、医療、介護の提供体制を確立するとともに、県民、保険者、医療機関、医療関係者、事業者・企業、市町、県等の関係者がその役割を認識し、お互いに連携・協力する必要があります。

### (1) 医療保険者

各医療保険者は特定健康診査・特定保健指導事業及びその他の健診事業等の実施により、生活習慣病の予防を図り、医療費の適正化を実現していただくとともに、その成果についてできるだけ公表いただくことを期待します。また、被保険者に対し医療費の実態についての情報提供及び医療費適正化への関心を高めるような啓発等を積極的に実施されることを期待します。

### (2) 医療機関・医療関係者

県民に対する良質な医療サービスの提供に努めるとともに、医療保険事業の健全な運営に協力されることを期待します。

### (3) 事業者・企業

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施に当たって、医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導と十分に連携し、効果的、効率的に実施されることを期待します。

### (4) 行政機関

#### 1) 国

国においては、医療費適正化に資する事業の実施に十分な財源を確保するとともに、事例に関する情報を積極的に医療保険者、医療機関・医療関係者、行政機関等に積極的に提供されることを期待します。

#### 2) 市町

地域住民の健康増進を担っている市町においては、健康教育、健康相談等の保健事業を通じてメタボリックシンドロームの概念等の生活習慣病に関する啓発活動及び重症化防止への取組みを積極的に推進することを期待します。

また、介護保険施設その他の介護サービスの基盤整備も担っているため、県が策定する「さがゴールドプラン21」（介護保険事業支援計画・高齢者保健福祉計画）と連携し、市町介護保険事業計画に基づく介護サービスの提供に努められることを期待します。

#### 3) 県

県において、国の医療制度改革に関する計画策定及び本県における保健医療に係る課題に対して、総合的・横断的な取組みを推進します。

また、メタボリックシンドローム予防対策や医療資源の効果的な活用を推進するため、県民への普及活動や情報提供等により県民運動の機運醸成や関係機関が連携して取組みの促進を図ります。

さらに、佐賀県医療費適正化計画について、県民、医療保険者及び医療機関等の関係機関に対して、県ホームページや広報誌への掲載等により周知を図ります。

**佐賀県 健康福祉本部 国民健康保険課**

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

電 話 0952-25-7057

F A X 0952-25-7301

電子メール [kokuho@saga.pref.saga.lg.jp](mailto:kokuho@saga.pref.saga.lg.jp)